

## 家電リサイクル品を 処分したいときは…

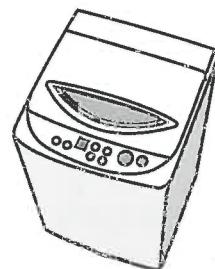
一人ひとりの協力で、  
使わなくなった家電製品は  
新しい商品や資源になって  
生まれかわります

★エアコン

★テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）

★電氣冷藏庫・電氣冷凍庫

★電氣洗濯機・衣類乾燥機



この4品目の家電は町で収集を行いませんので、次の方法で処分してください。

まず廃棄する家電を「購入した」もしくは「買替え」するお店に引取りを依頼しましょう。

購入した店舗がわからない場合は、鳥取県電器商業組合（町内連絡先▶マツモト電器☎ 0859-54-2307）にお問い合わせください。

リサイクル料金、収集・運搬料金がかかりますので、販売店等へお問い合わせください。

他にも郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引取場所（日ノ丸西濃運輸（株）米子支店☎0859-39-3939、三光（株）テクノリサイクルステーション☎0852-76-9210）に直接持ち込む方法もあります。

#### ◆問い合わせ先

住民生活課

**☎ 0859-545210**

人権擁護委員法（昭和24年5月31日）が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に人権相談が開設されます。

本町では、6月1日に人権相談を開設し、法務大臣から委嘱を受けた6人の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

◆期日 6月1日（水）

〔中山地区〕役場中山支所 13時30分～16時

〔名和地区〕人権交流センター 9時～11時30分

〔大山地区〕大山公民館 13時30分～16時

※その他にも毎月1回定例の「人権相談の日」を設けていますので、「広報だいせん」の行事カレンダーなどでご確認ください。

**6月1日は「人権擁護委員の日」です**

人權擁護委員とは

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティアです。人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

町内の6人の人権擁護  
を紹介します。(敬称略)

中山地圖

名和地区

大山地区

大塚

◆問い合わせ先

務課

☎ 0859-22-6161  
大山町人権交流センター

鳥取地方法務局米子支局總務課